公 示 日 : 2022 年 4 月 27 日(水)

調達管理番号: 22a00104

国 名 : 東ティモール

担 当 部 署 :経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名:東ティモール国国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロ

ジェクト (小規模灌漑水路構造改善支援)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務:小規模灌漑水路構造改善支援

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2022年7月上旬から2022年11月中旬

(2) 業務人月:現地 2.0、国内 0.35、合計 2.35

(3) 業務日数:国内準備 5日、現地業務 60日、国内整理2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提 出 期 限 : 2022年5月18日(水)(12時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」 別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	灌漑分野
対象国・地域又は類似地域	東ティモール/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要予防接種:特になし。なお、3月25日現在、新型コロナワクチン接種証明書(2回接種済み)を所持されている方につきましては到着時以降、隔離なし。新型コロナワクチン2回接種未了またはワクチン接種証明書の提示ができない方は14日間隔離となっております。また、東ティモール入国時のディリ空港でのPCR検査は現在実施されておらず、検査なしで入国可能です。東ティモール入国時のPCR検査陰性証明検査の提出も不要となっておりますが、利用する航空会社と乗継経由地で求められる場合は必要です。ご自身のフライトにあわせて、最新情報をご確認くださいます様、よろしくお願いいたします。

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国(以下、「東ティモール」)において、農業は非石油輸出額の約80%を占め、就業人口の約65%が従事する重要な基幹産業である。現在は、石油や天然ガス等の資源収入がGDPの約80%を占めており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいて、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題となっている。

こうしたなか、東ティモール政府は、2030年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画(Strategic Development Plan 2011-2030: SDP)を策定。同計画では、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020年までに食料自給達成を目標としているが、2019年におけるコメの自給率は約30%に留まっており、食料

自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。コメ増産を目指す上で、コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。加えて、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメ作付面積は2008 年 46,000ha をピークにその後減少を続けており、2018 年に 29,000ha となっている。

上記に鑑み、JICA は東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)の実施に合意し、2016 年 9 月に開始した。本プロジェクトでは、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③民間セクターによる国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り/配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の他県への共有、及び⑥国産米振興政策立案に必要なオプションが関係者により準備され共有されることにより、コメのバリューチェーン(生産、加工、流通、配布、販売及び消費)の改善を通じたコメ生産による対象地域の農家世帯の農業所得の向上を図り、もって農家世帯の生計向上に寄与する計画である。

上述の②灌漑施設維持管理能力の強化(プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の成果 2)に関しては、事業サイトである 2 つの灌漑地区(マリアナ I 灌漑スキーム、ブルト灌漑スキーム)における水利組合の組織強化を目指すものである。両地区において、水利組合は既に設立されてはいるもののほとんど機能しておらず、同組合を中心とした農家参加型の灌漑施設維持管理・運営の仕組み構築が急務となっている。

ブルト灌漑地区においては、2017年に日本の無償資金協力により近代的な灌漑施設が整備されたものの、各農家がルールに則ることなく取水するなどの水利用が行われており、結果、上下流間での水争いが発生している。水利組合の担う業務のうち、適正かつ公正な灌漑用水配分(水配分)の実践が灌漑稲作の振興を図る上で重要であるため、その確実な履行に対する支援の一環として「灌漑水管理マニュアル」の整備が別途行われている。一方、制度上の問題に加え、分水施設の不在や分水工からの取水が困難と思われるような、構造上の課題がある水路も散見される。特にブルト灌漑地区中央付近に位置する5号・6号支線水路間では、構造上の課題があるため、6号支線水路を利用する農家の中には、やむを得ず既存水路を破壊するなど不適切な方法で取水を行う者も見られ、このことが、これまでの同支線水路を挟む上下流間での水争いの大きな原因の一つとなっている。5号・6号支線水路をめぐる農家間の争いは顕著であり、幹線水路を破壊した強引な取水や幹線水路機能の毀損が懸念されることから、5号・6号支線水路分水工設置については優先的に対応する必要がある旨、農業水産省

(Ministry of Agriculture and Fisheries、以下「MAF」とする)灌漑局幹部職員、 県灌漑職員、農家を含む地元関係者間で協議され、合意されている。

今後、整備された灌漑水管理マニュアルの確実な履行による適正かつ公正な水配分の実践及び紛争調停や罰則の適用等を含めた持続的な灌漑水管理を行う上で、上述の5号・6号支線水路に掛かる課題の解決が不可欠である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、専門家チームと協議・調整しつつ、ブルト灌漑地区における水路構造の簡易診断及び同簡易診断結果に基づく改善計画策定、特に、5号・6号支線水路分水工設置問題解決のための技術的な支援に重点的に取り組むものである。また、同時に、今後灌漑地区の運営指導を行う上で重要な役割を担う県灌漑職員の能力向上を図る観点から、実務を伴う本件工事を題材として、計画策定やそれに沿った業務遂行、業務の記録を残すことの重要性などに対する理解促進を図る目的で、特に現場 OJT で学び得る施工計画や施工管理・監理を中心に県灌漑職員に対し技術移転を行うものである。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2022年7月上旬)
 - ① 既存の JICA 報告書、東ティモール政府作成の関連報告書等を参照し、 ブルト灌漑地区施設の詳細(竣工図の確認含む)及び現状について把握 する。
 - ② 上記①に基づき、活動方針・行程を検討する
 - ③ JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び長期専門家チームへ活動方針・行程を報告の上、現地における業務内容を整理する。
 - ④ ワークプラン(和文・英文)を作成し JICA 経済開発部による確認を得て提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び長期専門家チームにもワークプランのデータを送付する。
- (2) 現地業務期間(2022年7月上旬~2022年9月上旬)
 - ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、長期専門家チーム及び C/P 機関(MAF 灌漑局及びバウカウ県及びマナツト県灌漑技術者)に ワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針 について詳細を打ち合わせる。
 - ② ブルト灌漑地区について、C/P 機関と協働で施設の簡易機能診断を行い、 改善計画を取りまとめる。その際、新たに改訂された「灌漑水管理マニュアル」との整合に留意する。また、先に農家を含む地元関係者間で合

意形成が行われた5号・6号支線水路分水工設置については重点的に検討し、改善計画へ盛り込むこととする。

- ③ ②の改善計画に盛り込まれた「5 号・6 号分水工設置」について、詳細設計(施工計画、材料・作業員の手配等を含む)を C/P 機関と協働で実施する。
- ④ ③に基づき C/P 機関(県灌漑職員)が施工業者に発注または労働者等を 雇用し、県灌漑職員等が施工管理・監理を行うことができるよう指導す る。C/P 機関と協働で施工管理・監理業務を行うことを通して管理・監 理のポイント等を含めて指導する。
- ⑤ 上記②~④の活動を C/P 機関と協働で行うことにより、本件を教材に C/P へ技術指導を行う。なお、その際、③・④で実施する実務に関する 事のみならず、同実務のために必要な以下のような基礎的な技術項目に 関しても技術移転を行うものとする。
 - 水準測量及び縦断図・横断図の作成
 - 小規模水路の設計 (水理計算及び最適断面の決定など)
 - 施工計画(歩掛の検討による工期の設定、積算作業等)
 - ・施工管理・監理(掘削断面管理、水路断面等出来形管理、安全管理等)

なお、施工計画及び施工管理・監理については、ポイント等を簡易マニュアル(英語、テトゥン語)に纏める。これを基に、プロジェクト対象県(マナツト県、バウカウ県及びボボナロ県)の灌漑職員を対象にワークショップ(座学及び工事現場視察)を開催する。また上記②~④で技術指導を行った C/P に講師を務めさせる。

- また、②の実施を通して、開水路に頻発する水路法面侵食箇所を 1 箇所選定し、農家が対応可能な平易な補修方法を検討すると同時に 農家参加型での同補修方法の実証調査を行い、結果を簡易マニュア ル(英語、テトゥン語)に整理する。
- ⑥ 上記②~⑤の内容についてとりまとめた現地業務結果報告書(英文)を C/P機関に提出し、説明する。
- ⑦ JICA 東ティモール事務所及び長期専門家チームに現地業務結果報告書 (和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2022年10月中旬)
 - ① 専門家業務完了報告書(和文・英文)を監督職員に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。 なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- (1)ワークプラン(現地業務開始時):
 - ① 和文3部(JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、長期専門家チームへ各1部)
 - ② 英文4部(JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、長期専門家チーム、C/P 機関へ各1部)
- (2) 現地業務結果報告書(現地業務終了時):
 - ① 和文3部(JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、長期専門家チームへ各1部)
 - ② 英文4部(JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、長期専門家チーム、C/P 機関へ各1部)
- (3) 専門家業務完了報告書:和文3部、英文4部
 - ① 2022 年 10 月 14 日までに JICA 経済開発部に報告し、提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月)」の「区、業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotati
on.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒ディリ⇒クアラルンプール⇒日 本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費 PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交 渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務 人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を 上限とします。なお、渡航回数は1回とします。

3月25日現在、ワクチン接種証明書(2回接種済み)を所持されている方につきましては<u>到着時以降、隔離なしとなっております。新型コロナワクチン2回接種未了またはワクチン接種証明書の提示ができない方は</u>14日間の隔離が必要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている長期専門家のみ記載しています)。

- ア) チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
- イ) 稲作技術/コミュニティ開発(長期派遣専門家)
- ウ) 水利組合組織強化(長期派遣専門家)
- エ) 農産物流通・販売(長期派遣専門家)
- オ) コメ買い取り/配布システム(長期派遣専門家)
- 力) 業務調整員(長期派遣専門家)
- ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎:便宜供与あり
 - イ) 宿舎手配:便宜供与あり
 - ウ) 車両借上げ:便宜供与あり
 - エ) 通 訳 傭 上:必要に応じて、プロジェクトが通訳(英語⇔テトゥン語)を傭上予定
 - オ) 現地日程のアレンジ:現地業務開始時における C/P 機関との協議 及び研修についてのみ、スケジュールアレンジ及び必要に応じ同行 を行う。
 - カ) 執務スペースの提供:必要に応じてプロジェクトオフィスにおける 執務スペースを提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」

(http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html)

・「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前 評価表」

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf)

・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上 プロジェクト中間レビュー調査報告書

(https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html)

- 東ティモール国 ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書 (https://openjicareport.jica.go.jp/841/841/841 124 12126397.html)
- ② 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム(<u>TEL:03-5226-8413</u>, email: edga1@jica.go.jp) にて配布します。
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向 上プロジェクト 専門家業務完了報告書(灌漑維持管理、水利組合組織 化、灌漑維持管理・施設モニタリング、灌漑維持管理・施設モニタリン グ(2)、灌漑水管理)」
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向 上プロジェクト 運営指導調査報告書(水利組合)」
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア)提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対 策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - 本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を

- 求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具 体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致し ます。

以上